

平成30年 第4回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年3月23日(金) 午後2時

場 所 川西市教育相談センター 研修室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第15号	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	
5	議案第16号	川西市教育委員会事務局の職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務局の職員任用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第17号	市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程等の一部を改正する規程の制定について	
7	議案第18号	川西市教育委員会事務局職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他教育機関の事務局の職員服務規程の一部を改正する規程の制定について	
8	議案第19号	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案第20号	川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の制定について	
10	議案第21号	川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
11	議案第22号	川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について	
12	議案第23号	川西市子ども・若者育成支援計画の改定について	
13	議案第24号	社会教育委員の委嘱について	
14		諸報告	

出席者

教 育 長            牛 尾        巧

委            員            加 藤 隆一郎  
(教育長職務代理者)

委            員            磯 部 裕 子

委            員            服 部        保

委            員            鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長 兼教育推進部参事(学校教育室担当)	中西哲
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
教育総務課長	籾内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学校指導課主幹	升村誠志
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	小林尚司

議事録作成者

教育総務課主査 四方田政樹

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 15	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 16	川西市教育委員会事務局の職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務部局の職員任用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 17	市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程等の一部を改正する規程の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 18	川西市教育委員会事務局職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他教育機関の事務部局の職員服務規程の一部を改正する規程の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 19	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 20	川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 21	川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 22	川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 23	川西市子ども・若者育成支援計画の改定について	30.3.23	30.3.23	可 決
議案 24	社会教育委員の委嘱について	30.3.23	30.3.23	可 決

[ 開会 午後 2 時 ]

牛尾教育長 皆さんこんにちは。それでは、只今より、平成 30 年第 4 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長  
（ 藪内 ） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
本日は、山元こども家庭室長と柘川まなび支援室長が欠席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、服部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 それでは次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 2 回定例会及び第 3 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長  
（ 藪内 ） それではまず、第 2 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 3 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第 2 回定例会については加藤委員、鈴木委員に、第 3 回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども未来部長 (中塚) それでは、こども未来部からご報告させていただきます。1点目が、「市議会総括質問・一般質問について」でございます。

市議会の各会派を代表する議員が市長の施政方針や予算編成方針に対して行います総括質問は、2月23日と26日の2日間、7会派からこども未来部と教育推進部、それぞれが所管する事業に関するご質問がありました。

こども未来部関連では、「こども・若者ステーションの開設」「認定子ども園の整備」「待機児童解消への取り組み」「接続期カリキュラムによる小1プロブレム対策」「保育料の負担軽減や無償化についての考え方」などについてご質問をちょうだいしました。

教育推進部関連では、「留守家庭児童育成クラブの拡充」「夏季休業期間の短縮」「中学校給食について」「スクールソーシャルワーカーの拡大」などについてのご質問をいただきました。

また、引き続き、2月27日と28日に開かれまして一般質問におきましては、13人の議員がご質問に立たれ、うち2人の議員からこども未来部所管事業について、6人の議員から教育推進部所管事業に関するご質問がありました。

こども未来部関連では、「学校教育系施設の延べ床面積の削減計画について」「小・中学校におけるエレベータの整備について」、ご質問をいただきました。

教育推進部関連では、「今後の中学校部活動の在り方について」「全国小中学校体力テストについて」「時代のニーズを捉えた図書館行政について」「通学路の交通安全の確保について」「アクティブ・ラーニングとグ

ローバル教育の取り組みについて」「子ども会議の開催について」「SNSを活用した相談事業について」、ご質問をちょうだいしております。

次に、2点目の「一般会計予算審査特別委員会について」でございます。

3月6日から8日まで3日間、市議会一般会計予算審査特別委員会において、平成30年度予算の審査が行われました。

こども未来部と教育推進部の所管事業に係る主な質問内容でございますが、民生費の児童福祉費では、「保育所の待機児童解消に向けた取り組みについて」「こども・若者ステーションの事業内容について」「ひとり親家庭に対する支援について」「成人式のあり方について」、教育費では、「校務支援システムの活用状況について」「スクールソーシャルワーカーの配置について」「部活動のあり方について」「学校図書館における蔵書と学校司書について」「中学校給食実施に向けての取り組みについて」「エレベータ整備工事について」「留守家庭児童育成クラブの運用状況と待機児童対策について」「市指定文化財の天然記念物をPRするための案内板について」「緑台公民館の耐震補強工事について」「中央図書館の取り組みについて」でとなっております。

続きまして、3点目の「牧の台みどりこども園オープニングセレモニーについて」でございます。お手元の「資料」をご覧ください。

市立として初の認定こども園となります「牧の台みどりこども園」の開園に先立ちまして、オープニングセレモニーを実施いたします。

資料としてお渡ししています「式典次第」の表面にありますとおり、開式日時は「3月25日」日曜日の午前10時から、場所は「牧の台みどりこども園」の1階にございます「遊戯室」で執り行います。

式典次第の裏面をご覧ください。式典には、市議会議長をはじめ42名のご来賓に出席をいただくこととなっておりますが、まず市長、教育長からご挨拶をいただき、またご来賓を代表して、市議会議長と3名の県議会議員から祝辞を頂戴いたします。続いて「くす玉割」を行った後、牧の台幼稚園と緑保育所それぞれの新5歳児の皆さんから、一曲ずつ歌を披露していただくこととなっております。また、閉会后には、出席者と地域の皆さんを対象に、施設を自由に内覧していただける時間も設けております。

当日は、教育委員の皆さま方にもお時間をいただき、ご出席を賜りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この「牧の台みどりこども園」には、4月から約120人の子どもたちが通園する予定となっております。報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育推進部長  
(木下)

続きまして教育推進部から4点目、「平成29年度川西市立学校・幼稚園・保育所の卒業式・卒園式・修了式について」ご報告いたします。

卒業式として、小学校16校が3月16日(金)、中学校7校が3月9日(金)、川西養護学校高等部が14日(水)、同小中学部が20日(火)に、また、卒園式として、幼稚園9園が15日(木)に、修了式として、保育所8所については14日(水)・15日(木)・17日(土)・20日(火)、そして本日23日(金)のいずれかで実施され、いずれの学校園所においても、この佳き日に向け準備、予定していた通り、子どもたちの新たな門出に向け、送り出すことができました。

来賓として、当日、式にご参加いただきました教育委員の方々におかれましては、ご多忙の中、子どもたちの晴れの姿を共にお見守りいただき、ありがとうございました。

続きまして5点目「川西市指定文化財の指定について」ご報告いたします。

この3月20日に文化財資料館において、平成29年度第2回文化財審議委員会が開催されました。そのなかで、「一庫ダムのエドヒガン個体群」と「清和台東3丁目コナラ群落」につきまして、教育委員会として、当審議委員会に諮問し、答申を得ましたので報告をいたします。

まず、1点目の「一庫ダムのエドヒガン個体群」につきましては、継続審議としたいとの答申を得ました。

理由としましては、市の指定基準として県のレッドデータブックに記載があるもので、専門家の間では貴重なものであると認識されていること。また、自生部分と植栽部分があるということで、自生部分については、ダムの建設後、実生から芽吹き育ったものとして、条件が揃わないと芽吹かないというところで、この地での「自生」そのものに価値が見いだされることも大いに理解していただきました。一方、申請理由にあるように、猪名川上流域における絶滅危惧種エドヒガンを保全するためには多数の地域個体群を保全することが重要で、若齢の小個体群であっても管理が適切であり、自生及び植栽部分ともに一庫ダムの景観形成、川西市の地域固有の郷土景観形成に大きく寄与しているということだが、もう少し群落としての様子を見守ってからでもよいのではないか。また、自生部分の重要性に重きをおくなら、そのことを申請理由に述べる方がよいのではないかななどの意見を頂戴しました。以上のようなことから、今回は、継続審議としたいと答申を得ました。

2点目の「清和台東3丁目コナラ群落」については、申請理由にあるように、シロバナウンゼンツツジが多量に群生していたり、ミヤマヨメナや

ササユリなど低温帯の構成種が多く分布するなど、周辺地域のコナラ群落には見られない特異な種組成を有しているということ。また、住宅地に囲まれた身近な自然「まち山」としても市民にとって重要な群落であることなどから、市指定文化財に指定することに問題はないとの答申を得ました。

以上、2件、川西市指定文化財の指定について、文化財審議委員会での答申についてご報告させていただきました。

こども未来部長  
(中塚)

続きまして、2月分の教育委員の活動についてご報告いたします。

加藤委員には、広報かわにし3月号のコラム記事の取材対応のほか、兵庫県市町村教育委員会連合会常任理事会、組織検討委員会にご出席いただきました。

磯部委員には、川西養護学校の市指定研究発表会、東谷小学校の兵庫県食育研究発表会、けやき坂小学校の川西市外国語教育推進研修、レフネック修了式にご出席いただいたほか、川西養護学校、清和台中学校、久代幼稚園を見学いただきました。

服部委員には、阪神北県民局の黒川の資料作成会議において、黒川の天然記念物について解説、原稿の説明をされ、生物多様性ふるさと川西シンポジウムでは「体験学習と天然記念物から見た市民の活動地」のトークセッションでコーディネーターとして出席、また、宝塚市きずきの森の講演会において、小学校の環境体験学習の重要性を解説されております。また、平成29年度の森の童話対象を受賞した作品に黒川の台場クヌギが描かれていることを受け、関係者に黒川をPRいただいております。

鈴木委員には、川西養護学校の市指定研究発表会、幼稚園教育研究会、レフネック修了式にご出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

1点目ですが、3番の牧の台みどりこども園のオープニングセレモニーの式次第についての感想ですが、今までにないかわいいデザインと文字と色使いで、新しい園にふさわしい、とてもキュートな感じの仕上がりになっていると思います。これはお見えになる方にお渡しするのか、事前にご招待する方にもご一緒にお届けするのでしょうか。

こども・若者政  
策課長(岩脇)

当日、この次第につきましてはお渡しさせていただく予定にしております。

磯部委員           では、アクセスやその他の細かなご案内はまた別途何かお知らせなさい  
ますか。

こども・若者政 案内の文書をお送りさせていただく中では、そのあたりの内容を載せて  
策課長（岩脇） おりますけれども、詳細なアクセスの部分にまでは触れていないというよ  
うに記憶してございます。  
以上です。

磯部委員           きっと皆さんよくご存じの場所だと思いますので大丈夫だと思います。  
このように今までにないようなご案内も魅力的でいいなと思いました。

加藤委員           行くときに25日に行くのには、車で行ってよろしいですか。

こども・若者政 結構でございます。  
策課長（岩脇）

加藤委員           その場合には、牧の台小学校に入れたらいいんですね。

こども・若者政 そのようにお願いいたします。  
策課長（岩脇）

加藤委員           続きます、牧の台みどりこども園の園歌とか園旗などという問題に関  
しては、今回のセレモニーでも園歌が出るわけではないんですが、どのよ  
うな進展になるのでしょうか。例えば、入園式のときには園歌がそろって  
るかそろってないかということに関しては。

こども育成 園歌、園旗については新たには設定しないという方向で今まで進めてき  
課長（丸野） ております。幼稚園ではございましたが、こども園ではつくらないという  
方向になっております。  
以上でございます。

加藤委員           ということは、幼稚園に関しては施設を設置するに当たって、それは必  
須ではないということですね。施設基準ではないということですね。園歌  
がないといけないとか、園旗がないといけないということは。  
小学校とか中学校に関してはどうなんでしょう。例えば新しい中学校、

小学校を新設するとき、校歌とか校旗とかいうのはなくてもそれは設置することは可能なんでしょうか。ないという例をあまり聞いたことがなくて、どちらかというとなつが一緒になるときはどっちのほうにするかというので困るから、一つ新しくつくるという話はよく聞くんだけど、必須じゃないんですね。

学校教育室長  
(岸) 私も、法的にどうかというのは存じ上げないんですが、ただ、子どもたちの発達段階を考えますとやはり校歌とか校旗というのは、やっぱり愛校心というところでは非常に大切なものと考えておりますので、やはり学校においては必用だというふうに考えております。

加藤委員 祝辞などでふるさと川西というのを盛んに言うからには、一番小さな集団として幼稚園から幼稚園に愛着を持ってもらうためには園歌があったほうがいいのかと素朴には思いますが、別になかってもとも思いますが。以上です。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

磯部委員 4番の卒業式、卒園式、修了式についてですが、私も何校か出席いたしました、少し気になったことがございましたので、ご報告とこれからのご検討課題にさせていただければと思います。

中学校のときも小学校のときも、長時間起立する時間帯がございました。お一人程度ですけれども、途中で座り込む、倒れ込むというようなことがございました。いずれもきちんとご報告はこちらにも入ってて、すぐに回復して途中から着席のままで式に出ていると聞きましたので、大事には至ってないですが、小学校の高学年、中学校のあたりというのは起立性調節障害を持っていらっしゃるお子様も結構な割合でいらっしゃると思います。

午前中は特に血圧が安定せず、低いので長時間の起立が難しいことも考えられます。必ず立たなければならないところ、途中着席でもいいところ、それぞれの学校の管理職や教職員の皆様で相談して決めていらっしゃると思いますが、無理のないようにそういうところも考えながらみんなが思い出に残る式になるように考えていただければと思います。

牛尾教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

牛尾教育長            それでは、事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長            では次の日程に移りますが、日程第4、議案第15号から日程第9、議案第20号までの案件につきましては、組織改正及び認定こども園の開設等による規則等の改正になります。よって、これらの議案を一括して扱い、審議、採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長            ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第20号までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長  
（藪内）                それでは、議案第15号から第20号までを一括して説明させていただきます。

議案書については、1ページから65ページまででございますが、それぞれの規則等を改正するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号又は同規則同条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、組織改正及び川西市立幼保連携型認定こども園の開設等に伴い規則等を改正する必要があるためでございます。

それぞれの改正規則等は議案書の2ページから18ページまで、43ページから45ページまで、50ページから51ページまで、56ページ、59ページから60ページ、64ページから65ページに掲載していますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。

それでは議案第15号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」、議案書の19ページをお開きください。

改正規則の構成は、第1条から第7条までで7つの規則を、付則の第2項から第9項までで8つの規則を、合計15の規則を改正する規則となっております。

第1条は、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正でございます。第2条で事務局組織の室を廃止し、部と課にし、教育推進部に教育総務課、学務課、学校教育課、社会教育課を、こども未来部にこども支援課、幼児教育保育課、こども・若者ステーション（開設準備担当）を置くこととします。第3条第1項では室長を副部長とし、こども・若者ステーション（開設準備担当）の課長相当職として所長を置く改正としています。また、第3条第3項では、市の規定にならない、部等の事務を効果的に処理

させるため、特に指定する職を置くことがある規定を、また、第5項では、その事務を教育長が別に定める規定を置いています。第6条、第6条の2、第7条で室の廃止、文言の整理を行っています。

20ページをお開きください。各課の事務分掌の改正となります。教育総務課と教職員課を統合し教育総務課としております。21ページでは、学校指導課と生徒指導支援課を統合し学校教育課とし、学校指導課から教職員研修、教科書採択、情報教育などを教育支援センターへ移管しています。青少年センターの運営については、こども・若者ステーション(開設準備担当)へ移管となります。22ページをお開きください。社会教育・文化財課と地域こども支援課を統合し社会教育課としています。こども未来部に移ります。子ども・若者政策課と子育て家庭支援課を再編整理し、こども支援課とこども・若者ステーション(開設準備担当)としています。こども支援課は、こども・若者政策の企画調整などに加え、児童手当等に関する事務を所管します。23ページをお開きください。こども育成課は幼児教育保育課となります。こども・若者ステーション(開設準備担当)では、その開設準備等のほかに、児童の健全育成に関すること、青少年支援施策の推進に関すること、青少年センターの運営に関することなどを所管いたします。24ページでは所管する教育機関、児童福祉施設等を先ほどの分掌の変更に合わせて改正しております。また、25ページに移りまして、保育所の所長の職位を主査級から課長補佐級に改めております。

次に第2条、川西市教育委員会職名規則の改正でございます。

第3条第2項で室長を副部長に改め、園次長、副園長、副所長を加えています。

別表では、同じく室長を副部長に改め、事務職員の項では、保育所の副所長、主査保育士、指導保育士を、教育職員の項では、認定こども園の園次長、副園長、主査保育教諭、指導保育教諭、保育教諭と幼稚園の主査教諭、指導教諭を追加しております。技能職員の項では、作業長を追加しています。

次に第3条、川西市公民館事務分掌規則の改正でございます。26ページに移りまして、第3項、第4項で、まなび支援室長、教育推進部長を教育推進部副部長としております。また、中央公民館の分掌事務のうち「公民館相互の連絡調整に関すること。」を「公民館事業の総合企画及び調整に関すること。」に改めています。

次に第4条、川西市教育委員会事務処理規則の改正でございます。

第3条で文言の整理として、「教育長に対する事務委任規則に掲げる事項を除き」を削除しております。

第4条の2以降では、室長を副部長と改めるものや室を廃止したことにより改正するもの、文言の整理などの説明は割愛させていただきますが、第4条の2第4項では、「参事は、所属部長の命を受け」を「所属副部長の命を受け」に改めます。27ページに移りまして、第10条の2第11号に「認定こども園」を追加します。28ページに移ります。こちらも市の規定に合わせまして、理事等の専決事項、主幹の専決事項に関する規定を追加しております。29ページ以降は、先ほどの事務分掌規則の改正に合わせて、各課の個別の専決事項を改めております。基本的には従来の専決区分を踏襲する形でございますが、33ページの社会教育課の15番は事務の内容と効率を検討し、課長の専決事項と変更しております。

34ページに移りまして、第5条、川西市教育委員会公印規則の改正でございます。まず、規則中の「総務調整室長」を「教育総務課長」に改めており、教育総務課が所属する部が変更となっていることから、「こども未来部長」を「教育推進部長」に改めています。35ページに移りまして、別表の改正でございます。組織改正に伴う組織名称や公印の保管者の変更のほか、改刻による寸法変更、牧の台幼稚園や緑保育所の公印の廃止、牧の台みどりこども園の公印の追加を行っております。

37ページに移りまして、第6条川西市立図書館事務分掌規則の改正でございます。先ほどからと同様に、「教育推進部まなび支援室長」「教育推進部長」を「教育推進部副部長」に改めております。

次に、第7条川西市教育相談センター設置条例施行規則の改正でございます。

名称が川西市教育支援センターに変更することによる改正のほか、「教育推進部学校教育室長」を「教育推進部副部長」に改め、第5条の所掌事務で学校指導課から移管される事務を規定しています。

38ページからの附則での改正でございます。付則第2項の川西市文化財審議委員会規則から第9項のいじめ対応川西ネットワーク会議等条例施行規則の改正については、事務分掌規則の改正により組織名称等が改正となるものや文言の修正のみのものとなっております。

また、41ページに地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく市町村への事前協議において、意見がない旨の回答の写しを添付しています。

続いて、議案第16号「川西市教育委員会事務局の職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務部局の職員任用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、議案書の46ページをお開きください。

改正規則の構成は、第1条から第5条までで5つの規則を改正する規則

となっております。

第1条の川西市教育委員会事務局の職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務部局の職員任用に関する規則の改正でございます。

本改正は、本規則の対象に認定こども園を追加するにあたり、第1条の規定の表現方法を改め、第6条では、幼稚園教諭、認定こども園保育教諭の任用において、幼稚園教諭免許状と保育士資格が必要な旨を規定しています。また、規則名称については簡潔なものに改めています。

次に第2条、川西市教育委員会職員選考委員会規則の改正でございます。組織名称の変更のほか、市の規則に合わせて文言等の整理を行っています。

47ページに移りまして、川西市立幼稚園規則の改正でございます。

第3条で、配置予定のない事務職員、助教諭を削除し、主査教諭、指導教諭を規定し、園長以下の職責を規定しております。これらの規定は学校教育法の規定に準じたものでございます。

次に、第4条、川西市立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の改正でございます。

本改正は、引用条例の名称変更及び組織名称の変更によるものでございます。

48ページに移りまして、第5条川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正でございます。本改正は、認定こども園を追加するにあたり、文言の整理を行ったものでございます。

続いて議案第17号「市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程等の一部を改正する規程の制定について」、議案書の52ページをお開きください。

改正規程の構成は、第1条から第4条までで4つの規程を改正する規則となっております。

第1条、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の改正でございます。「室長」を「副部長」に改め、室を廃止したことにより不要となる規定を改めるものでございます。

次に第2条、川西市立学校教職員の服務に関する規程の改正でございます。

「一般職員」を「一般職」とする文言の訂正でございます。

53ページに移りまして、川西市立学校教職員安全衛生管理規程の改正でございます。第2条で対象となる教職員を「県費負担教職員」から「職員」に改め、市費の職員も対象としております。第5条では、本事業を所

管する部が変更となることから、「こども未来部長」を「教育推進部長」に改め、第16条第3号では「こども未来部総務調整室長及び教育推進部学校教育室長」を「教育推進部副部長」と改めております。また、所管する課の名称を教育推進部教育総務課に変更しています。

54ページに移りまして、川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の改正でございます。

本改正は、事務局の庶務課である教育総務課を所管する部が教育推進部に変更となったことによる改正でございます。

それでは議案第18号「川西市教育委員会事務局職員並びに所管に属する学校、幼稚園その他教育機関の事務部局の職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」、議案書の57ページをお開きください。

本改正は、本規則の対象に認定こども園を追加するにあたり、第1条の規定の表現方法を改め、第21条で認定こども園を追加及び文言の整理を行っています。また、規則名称については簡潔なものに改めております。

それでは議案第19号「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の61ページをお開きください。

改正規則の構成は、第1条と第2条で2つの規則を改正する規則となっております。

第1条、川西市立保育所条例施行規則の改正でございます。第5条で、引用する条例の名称変更による改正をし、保育所の職員に、副所長、主査保育士、指導保育士を追加しています。第6条では幼稚園規則と同様に、副所長、主査保育士、指導保育士の職責を追加しています。

次に第2条、川西市立幼保連携型認定こども園規則の改正でございます。第10条で、認定こども園の職員に園次長、主査保育教諭、指導保育教諭を追加し、園長以下の職員の職責を規定しています。これらの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に準じたものでございます。

それでは議案第20号「川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の制定について」、議案書の64ページをご覧ください。

本規則は新規制定規則で、川西市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項の規定に基づき制定するものでございます。第1条で趣旨を、第2条で委員の任期等、第3条で委員長、第4条で会議、第5条で庶務、第6条で補則を規定しており、川西市立学校

等に関する同様の規則と同じ内容となっております。

以上が議案第15号から第20号までの説明でございます。

なお、これらの規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。議案第15号から第20号までについて質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 25ページの第2条の新旧対照表の下から2段目の技能職員の一覧のところですが、新たに作業長というのが追加されています。作業長というのは具体的にどんなようなお仕事をするために新たに設けられるのでしょうか。

教職員課長  
(武富) 現在、技能職員につきましては調理師の上に8名の班長という形になっておりますが、この度その上に新たに2名の作業長を任命しようとしているものでございます。作業長は、教育委員会事務局との連絡・調整業務や班長への指揮・指導・監督業務を担ってもらうことを基本とします。また、定期的で開催している班長会の運営及び進行を作業長に任せ、これまで以上に給食現場の現状に即した意見交換や情報共有の場になるよう改めていきます。さらに、現在、給食職場における人的手配とその調整業務は班長が担っているわけですが、班長不在時の調整や班長間での総合調整業務を任せていこうとするものです。

牛尾教育長 よろしいですか。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

鈴木委員 さまざまな改正にはそれが必要である正当な理由があると理解していません。教育委員会事務局の再編について申し上げますと、市民から見たときに間隔の短い改正というのは、教育行政のわかりにくさや信頼を置きにくいと感じることにつながるかと懸念しています。

卑近なところでは、事務局を訪れた市民がどの窓口に行けばいいのかと、とまどうことのないような工夫をぜひお願いしたいと思います。

牛尾教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りします。議案第15号から第20号までにつきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から第20号までにつきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次の日程に移りますが、日程第10、議案第21号及び日程第11、議案第22号の案件につきましては、1号認定こどもに係る保育料の改定のための規則改正になります。よって、これらの議案を一括して扱い、審議、採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第21号から第22号までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

こども育成  
課長(丸野) それでは、議案第21号及び第22号を一括して説明させていただきます。

議案書については、66ページから73ページまででございますが、それぞれの規則等を改正するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号又は同規則同条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成30年度に、低所得世帯の1号認定こどもに係る保育料の改定を行うため、規則を改正する必要があるためでございます。それぞれの改正規則等は議案書の67ページ、71ページに掲載しておりますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。

それでは、議案第21号「川西市立幼稚園の保育料に関する規則の制定について」、議案書の69ページをお開きください。

上段が現行の保育料、下段が改正後(案)の保育料でございます。階層及び階層の保育料を0円としています。68ページをお開きください。

備考の第3項及び第7項を削除するものでございますが、階層及び階層の保育料を0円としたことにより、規定が不要となったことによるものでございます。

続いて、議案第22号「川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書の72ページをお開きください。

先ほどと同様に階層と階層の保育料を0円として：あります。備考の第3項の改正、第4項、第5項の削除も規定が不要となったことによるものでございます。

以上が議案第21号及び第22号の説明でございます。

なお、これらの規則は、平成30年4月1日から施行しようとするもので、経過措置としまして、規則の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については従前の例によるもの規定を設けております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。議案第21号及び第22号について質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第21号及び第22号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号及び第22号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第12、議案第23号「川西市子ども・若者育成支援計画の改定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども・若者政策課長(岩脇) それでは、議案第23号「川西市子ども・若者育成支援計画の改定について」ご説明いたします。

議案書は、74ページをご覧ください。本案は「川西市子ども・若者育成支援計画」を改定することについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決を求めるものであります。

現行の「川西市子ども・若者育成支援計画」につきましては、計画期間

を平成25年度からの5年間とし、今年度にその最終年度を迎えているところではありますが、子ども・若者育成支援推進法に基づき、すべての子ども・若者及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を引き続き計画的に推進するため、本計画の改定を行おうとするものであります。

本件では、昨年11月の教育委員会定例会で議決をいただきました意見提出手続き、いわゆるパブリックコメントと、議員協議会において提示されましたご意見に基づいて、原案の内容に一部修正を加えた上で議案書の次ページ以降に添付してございます最終案を作成し、このたびの議案としてお諮りをしております。

まず、意見提出手続きにつきましては、平成29年12月20日から平成30年1月19日までの期間で実施をいたしまして、10名の方から10件のご意見をいただき、また昨年12月13日に開かれました議員協議会の際には、のべ21件のご意見やご提案が示されました。

これらに基づいて修正を加えました主な箇所といたしましては、まず、議員協議会において「表紙のシンボルマークの配色を見直すべきでは」とのご意見が複数提示されたことを踏まえまして、表紙のシンボルマークにおいてシルエット化されておりました葉っぱと水玉のイラストを、それぞれ緑色と水色へと変更いたしました。またこれに合わせまして、計画全体のベースカラーをオレンジ色から緑色へと変更しております。

次に、「計画内の各グラフにおける凡例の配置や配色について読み取りにくい部分がある」とのご意見が挙げられましたことを受けまして、グラフの強調色に関する凡例を追加するなどの修正を行いました。

また、計画第3章の現状分析の記載について、全国のデータだけではなく、出来るだけ川西市のデータを使用した状況の分析を行うべきとのご意見がございました。これに対しましては、計画書15ページの図3-20「少年及び成年の検挙人員人口比」のグラフにおきまして、川西警察署管内のデータをグラフ上に追記するなどの修正を行いました。

さらに、計画書46ページには本計画の評価指標を設けておりますが、平成29年度の市民実感調査の結果を評価指標の基準値として用いる項目につきましては、パブリックコメント開始時点の原案には具体的な数値を記載しておりませんでした。本案では、市民実感調査の速報値の結果を用いた基準値と、それに伴って設定をいたしました目標値を追加して記載しております。

以上の主だった箇所以外にも、文言の修正や追記など細かな部分の変更は行っておりますが、最終的には、新年度からの組織改正に伴います新た

な所管名称への変更が必要となる部分に修正を加えました上で、新計画を策定することとしております。

議案第23号の説明は、以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第13、議案第24号「社会教育委員の委嘱について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上) それでは、議案第24号「社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書75ページから76ページをご覧ください。

議案書76ページに載せております8名を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

本案は、平成30年3月31日で社会教育委員の任期が満了となることに伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためであります。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

今回は、長期就任者の退任と再任辞退などに伴い、5名の新任の委員を新たに委嘱する形になっております。

選出区分といたしましては、学識経験者が3名、社会教育関係者が4名、家庭教育関係者が1名となっております。学識経験者および団体からの推薦を除き、できる限り、地域、経歴、活動実績が偏らないよう、候補者選出に配慮いたしました。

なお、未定の学校関係者につきましては、市内の小学校及び中学校からそれぞれ1名を委員として就任を願っているところであります。4月の校

長会でご推薦をいただく予定でありますので、推薦がありました後に、直近の教育委員会で提案させていただきますので、よろしくお願いをします。

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第24号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第14、諸報告であります。諸報告1「奨学金採用者の辞退について」事務局から報告をお願いいたします。

学校教育室長 諸報告1「奨学金採用者の辞退について」ご報告申し上げます。資料は  
(岸) ございません。

奨学生の決定につきましては、平成29年6月募集及び9月の追加募集の際に議決をいただいているところではございますけれども、本年度採用の奨学生のうち公立高校区分の奨学生1名については、借り受けの必要がなくなったとの理由でご辞退され、また私立高校区分の奨学生1名については、必用書類が提出できないとの申し出があり、それぞれ奨学生採用を取り消したものでございます。

この結果、平成29年度における、新規奨学生の最終的な人数は、公立高校10名、それから私立高校12名、大学7名の、計29名でございます。

報告については以上でございます。

牛尾教育長 只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

次回の定例教育委員会は、4月19日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第4回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時51分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年4月19日

署名委員 磯部裕子

服部保